

## 船員の健康確保に向けて（骨子案）

## I 船員の健康の現状と課題

## 1. 船員労働の現状

- 船員は、長期に陸上を離れ、家族や社会から切り離された、陸上からの支援を受けることが困難な生活共同体で、気象等の自然条件に左右されて働く。加えて、連続乗船による長期間の労働、当直・出入港等での特殊な交代勤務形態等がある。
- 高齢の内航船員が多く、平成 30 年の 50 歳以上の船員は全体の 47%を占めており、このうち約半数が 60 歳以上の船員である。
- 平成 29 年度の実態調査によると、内航船員の月の総実労働時間は 238.06 時間で、他分野（建設業 180.3 時間、運輸業・郵便業 187.6 時間）に比べて総実労働時間が長い傾向にある。1 日当たりの労働時間が、船員の所定労働時間の上限（1 日 14 時間、1 週間 72 時間）を超える船員が、貨物船（1 日：35.3%、1 週間：35.3%）、タンカー（1 日：66.7%、1 週間：45.8%）において発生している。

## 2. 船員の健康の現状

- 平成 29 年度の船員の平均疾病発生率は 0.81%であり、陸上労働者（全国健康保険協会の加入者）の疾病率の 0.41%と比較して高く、いずれの年代でも船員の方が高い。
- 船員（船員保険の加入者）は、他の被用者保険の加入者に比べて、メタボリックシンドローム該当者の割合が 27.3%（2016 年度）と高い。また、全国健康保険協会加入の陸上労働者よりも、腹囲、血圧、脂質の高い者や、喫煙者の割合が高く、生活習慣病による死亡の割合が高い。
- 労働安全衛生総合研究所の過労死等労災認定事案の調査研究（2010 年～2014 年）によると、脳・心臓疾患のうち、海運業を含む運輸業・郵便業は全事案の 3 分の 1。漁業は、発生件数が少ないものの、全業種の中で発生率が最も高く、雇員者 100 万人について 38.4 件。労災認定事案の認定要因のうち 9 割以上が「長期間の過重業務」であり、労働時間以外の負荷要因として評価されたものとしては、「拘束時間の長い勤務」が最も多い。

## 3. 船員のメンタルヘルスの現状

- 一般財団法人海技振興センターが平成 31 年に行った船員のメンタルヘルスの調査報告によると、船員における高ストレス者の割合は 15.5%と、陸上の「製造業」について高く、「運輸業、郵便業」よりも高い。
- 内航船の船員の高ストレスの背景には、仕事内容が「かなり注意を集中する必要がある」「高度の知識や技術が必要な難しい仕事」であり、内航船員は、「運航スケジュールがハードであること」、「危険と隣り合わせの仕事であること」等があり、高ストレス者の原因には「気の合わない上司と乗船すること」、「限られた人たちと職務や生活をする事」等の人間関係による要因の割合が高い。
- 労働安全衛生総合研究所の過労死等労災認定事案の調査研究（2010 年～2014

年)によると、労災認定された精神障害は全業種では雇用者 100 万人につき 9.3 件である。このうち、海運業を含む運輸業・郵便業は 100 万件につき 13.0 件であり、情報通信業に次いで高い。特に、漁業は 100 万人につき 16.4 件の認定件数となっており、件数としては少ないものの、発生率は最も高くなっている。

#### 4. 船員の健康診断の受診状況

- 船員保険の特定健診の受診率は、他の医療保険制度の保険者よりも低く、船員保険の保険者（全国健康保険協会船員保険部）において行う健康証明の写しの回収率も使用者に健康診断の記録保存義務がないことなどから十分ではない。また、特定健診実施後の特定保健指導の終了者は対象者の 1 割以下である。

### II 船員の健康確保の実現に向けて実施すべき事項

本検討会においては、船員の健康確保の実現に向け、船員部会での方向性に基づき、①船員の健康診断のあり方、②船員の過重労働に向けた対策、③ストレスチェック等のメンタルヘルス対策、④船員向け産業医の導入等について、ヒアリング等を行いながら議論を重ねてきた。船員の健康確保の実現に向けて実施すべき事項は以下の通りである。

#### 1. 船員の健康診断のあり方

##### (1) 船員の健康診断

- 船員法に基づき、船舶所有者（船員法の適用を受ける船舶所有者及び同法第 5 条第 1 項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の費用負担の下、船員は健康検査を受診し、指定医による健康証明により、乗船の可否の判断を受けている。船員の健康リスクとなっている生活習慣病の予防には、使用者が継続的に健康状態を把握し、適切な事後措置や保健指導につなげる必要があるが、現状では、そのような仕組みとはなっていない。
- このため、現在、1 年間に 1 回受診する船員法に基づく健康検査を通じた船員の健康状態の把握を健康診断と位置づけ、船舶所有者は健康診断を通じて船員の健康状態を把握すべきである。また、船員も健康診断を受診し、船舶所有者の結果の把握に協力すべきである。
- 健康診断の実施に当たっては、健康診断の結果が個人情報であることを踏まえ、船員の健康診断の結果等の情報の秘密保持の徹底や、個人情報の保護や目的以外の使用禁止などの留意すべき事項を指針で示す必要がある。
- また、現在、船員法に基づいて実施されている船員の健康検査の項目については、陸上労働者の雇入時と定期健康診断や、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査を踏まえ、これらを兼ね備えた内容にしていくことが望ましい。  
これらを踏まえて、健康診断の項目を検討すると、現行の船員法に基づく健康検査においては、具体的には、以下の見直しを検討すべきである。
  - ① 陸上労働者において、雇入れの時にも健康診断を実施している項目等について、原則必須（35 歳以上は必須。35 歳未満は指定医の判断で省略可）とす

ること。

例) 貧血、血中脂質、血糖（空腹時又は随時血糖。指定医が必要と認める場合はHbA1c。）、心電図、肝機能、BMI、腹囲（BMI20未滿及び妊婦等についても指定医の判断で省略可）

- ② 健康証明書の記載事項などの以下の項目を明示すること。

例) 既往歴、服薬歴、喫煙履歴、業務歴、自覚症状・他覚所見の有無

- ③ 外航船員に対し、陸上労働者の海外勤務者に求められている以下の項目について、指定医が必要と認める場合に実施すること。

例) 腹部画像検査、血中尿酸量検査、B型肝炎抗体検査、ABO式・Rh式血液型検査、糞便塗抹検査

- ④ 騒音の影響のある機関部の船員について、船舶所有者は、健康影響の早期発見や予防のために、オージオメータを用いた検査の実施に努めることとすること。なお、オージオメータを用いた検査による結果を合否に反映させることへの導入については、他の運輸関係事業における聴力基準を参考にしつつ、専門家の意見を聞いたうえで、現行の合格標準に相当する合格標準の基準の設定の要否について今後検討すること。

なお、これらの健康検査の項目の見直しに伴う合格標準の見直しの要否については、船員の健康管理のために必要な項目であるのか、船員の乗船の可否の判断のために必要なのかという点も含めて、検討することが適当である。

## (2) 健康診断結果の把握と事後措置

- 船員の健康を確保するためには、船舶所有者が健康診断の結果に関する医学的な所見を得て、事後指導や保健指導につなげる必要がある。船舶所有者は、健康診断の結果の通知と保存、健康診断後の事後措置を行い、医師や保健師の保健指導の実施に努めるべきである。また、船員自身も、健康診断を受診し、保健指導を利用することにより、自らの健康の保持に努めるべきである。
- 船員の健康診断の結果の通知は、健康証明書の記載によるもののほか、健康証明書とは別に、船員に対して、医師の所見等を通知すべきである。結果を自宅で見るできないことも多いことから、個人情報保護を図った上で、電子メール等による通知も考えられる。
- また、健康証明書の記載事項を見直し、指定医の所見や服薬履歴等の記載について検討するべきである。
- 船員の健康診断の結果の保存は、陸上労働者のような個人別の記録表などによる管理のほか、船舶所有者の負担を考慮し、健康証明書の写しを個人別に保存する等の簡易な方法も認めることとする。
- 船舶所有者は、健康診断を実施した医師の意見聴取や指定医の健康証明書に記載する意見に基づき、事後措置を講ずるべきである。

※事後措置の例) 労働時間の短縮、作業内容の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少（停泊中の深夜勤務回数の減少）、短期間航海の船舶等への配置換え、乗下船期間の配慮など

- 船舶所有者は、健康診断後の医師や保健師による保健指導について、全国健

康保険協会船員保険部で実施するプログラムや、民間の産業保健サービスの健康相談なども活用しつつ、実施に努めるべきである。

- 健康診断の実施に当たって留意すべき事項については指針を定めて適切な運用を図る必要がある。

### (3) 健康診断の実施体制

- 船員は居住地が職場から離れていることも多く、船員保険の生活習慣病予防健診も合わせて受診できるようにして、船員の利便性や受診率の向上を図るため、船員保険の加入者の多い地域等で、船員の健康診断と生活習慣病予防健診を一括して受診できる医療機関のさらなる増加に向け、国は船員保険の保険者である全国健康保険協会船員保険部等と連携し、地域の医療機関の協力を得られるよう、制度の周知等を行うべきである。

### (4) 健康診断データの活用

- 船員保険の保険者である全国健康保険協会船員保険部では、これまでも、健康診断データの分析、それに基づく情報提供を行ってきており、船舶所有者は、これらの取組みを活用し、船員の健康管理を推進していくべきである。

## 2. 船員の過重労働に向けた対策

### (1) 労働時間等の適正な把握

- 過重な長時間労働やメンタル不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、陸上制度では、企業における労働者の健康管理を強化することが求められている。
- 船員部会でとりまとめられた「船員の働き方改革の実現に向けて」では、船員の労働時間管理に関する使用者の責務の明確化、陸上事務所での記録保存・管理、陸上事務所における「労務管理責任者（仮称）」の選任などの方向性が示されている。この方向性を受け、それぞれの船内での船員の労働時間を適切に把握し、管理するための取組が行われることは、船員の健康管理においても重要である。

### (2) 長時間労働者の面接指導

- 長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることから、その防止に資するよう、陸上労働者においては、医師による面接指導につなげて労働者の心身の健康を保つこととしている。
- 船員についても、陸上制度を参考に、長時間労働者の健康被害の防止のため、以下を内容とする面接指導を船舶所有者が実施すべきである。

#### <対象となる船員>

- 陸上労働者の月 80 時間の時間外・休日労働時間に相当する労働時間の船員（具体的には月の総労働時間が 240 時間を超えた船員）で、疲労蓄積が見られる者（健康診断やストレスチェックの際などに面接指導を受けている等の状況を考慮し、医師が不要と認めた者を除く。）を実施対象とすべきである。また、一定期間以上連続乗船する船員についても、船種の違いに配慮し

つつ、医師による面接指導の実施なども検討すべきである。

- 疲労蓄積は本人の申出により判断し、産業医等が申出を勧奨できるようにするとともに、船員本人の疲労蓄積の状況を、船内の衛生担当者等が把握して申出を促すことも考えられる。この際、疲労蓄積の状況の把握のため、厚生労働省により示されている疲労蓄積度自己診断チェックリストなどを活用することが推奨される。申出をした船員の不利益な取扱いは禁止されるべきである。
- 上記の船員以外にも、健康への配慮が必要な者として、具体的には以下の船員についても、医師の面接指導や保健師の保健指導等の措置の実施に努めるべきである。
  - ・ 一定時間を超えて（月の総労働時間 205 時間超）労働をした健康への配慮が必要な船員
  - ・ 船舶所有者において定めた基準に該当する船員
    - ※健康への配慮が必要な船員や基準の決定に当たっては、船員向け産業医や安全衛生委員会の意見を聞くことが望ましい。

#### <実施方法>

- 原則として、毎月 1 回以上、労働時間の把握後、支障がない限り速やかに実施すべきである。実施に当たって、船舶所有者は、医師による面接指導を適切に実施できるよう、船内での労働時間を把握した場合は速やかに情報を医師に提供すべきである。
- 船内や遠隔地での面接指導も考えられるため、対面での面接だけでなく、情報通信機器も活用するべきであり、実施方法についてのガイドラインを示すべきである。
- 船内での実施場所や通信環境が整わない場合、船員が医師との直接の面接を求める場合は、下船後、支障がない限り速やかに実施することとすべきである。また、このような場合、乗船中に電話等での保健指導を行うなど実効性の確保を図ることが望ましい。
- 船舶所有者は、面接指導の結果、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業上の措置を講ずるほか、安全衛生委員会への報告その他の適切な措置を講ずるべきである。
  - ※就業上の措置の例）労働時間の短縮、作業内容の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少（停泊中の深夜勤務回数の減少）、短期間航海の船舶等への配置換え、乗下船期間の配慮など

#### <実施義務の対象船舶所有者>

- 長時間労働による健康被害の防止のため、将来的にすべての船舶所有者に対して義務づけることとし、当面は雇用船員 50 人以上の船舶所有者に義務づけ、雇用船員 50 人未満の船舶所有者は努力義務とし、小規模事業者の負担、実効性に配慮し、導入をサポートしていくべきである。
  - ※派遣船員については、派遣先と派遣元の責任の範囲などについて、陸上制

度などを参考に、今後、検討を進める。

### 3. メンタルヘルス対策

#### (1) ストレスチェック制度

- メンタルヘルスの改善に向けては、自身の状況を把握するとともに、職場全体での改善策も考える必要がある。
- 船員は高ストレス者が多いとされており、船舶所有者がストレスチェックを実施することとすべきである。

#### <実施方法>

- 実施方法は陸上制度に準拠し、1年に1回以上、医師、保健師等により実施され、結果は医師から船員に対して直接通知され、検査を行った医師等が必要とし、船員の申出があったときは、遅滞なく、医師による面接指導を実施すべきである。船舶所有者は面接指導の申出による不利益な取扱いをしてはならず、船舶所有者は、医師等から面接指導の結果の提供を受けた場合は、当該検査結果の記録を作成して保存すべきである（実施した関係者には秘密義務を設ける）。
- 船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聞き、その意見を勘案し、必要と認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業上の措置を講ずるほか、安全衛生委員会への報告等の適切な措置を講ずるべきである。  
※就業上の措置の例) 労働時間の短縮、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少（停泊中の深夜勤務回数の減少）短期間航海の船舶等への配置換え、乗下船期間の配慮など
- ストレスチェックの内容の詳細について、国は指針を具体的に示すべきである。

#### <実施義務の対象船舶所有者>

- 雇用船員 50 人以上の船舶所有者については義務付けとし、雇用船員 50 人未満の船舶所有者に対しては、努力義務とすること。  
※派遣船員については、派遣先と派遣元の責任の範囲などについて、陸上制度などを参考に、今後、法制的に検討を進める。

#### (2) ストレスチェックの結果の活用

- ストレスチェックの結果については、船員に高ストレス者が多いことに鑑み、船舶所有者は、結果の集団分析等の実施に努めるべきである。

#### (3) その他のメンタルヘルス対策

- 船員のメンタルヘルス対策は、陸上制度と同様に、船舶所有者において、雇用船員の健康の保持増進を図るための措置の継続的かつ計画的な実施に努め、国は心の健康に関する指針を定めるべきである。
- 今後、船員やその家族の電話・メールによる相談窓口の設置、メンター制度

の導入、優れた取組への表彰制度の活用など、業界の自主的な取組と意識改革を促すような取組について検討し、国は船舶所有者に普及を図るべきである。

#### 4. 船員向け産業医について

##### (1) 船員向け産業医の必要性と役割

###### <船員向け産業医の必要性>

- 現在、船員の健康管理は、指定医が船員の健康検査時に行う健康証明のみであり、船員の健康管理等を行うためには、船員を雇用する船舶所有者に対して、継続的に、医学的な立場からのサポートを行う必要がある。
- このため、雇用船員 50 人以上の規模の船舶所有者に対して、船員の健康管理等を行う船員向け産業医の選任を義務づけることとするべきである。  
※派遣船員を使用する船舶所有者の船員向け産業医については、派遣先と派遣元の責任の範囲などについて、陸上制度などを参考に、今後、法制的に検討を進める。

###### <船員向け産業医の役割>

- 船員向け産業医の職務は、陸上制度と同様に、健康管理等に関する以下の事項で、医学に関する専門知識を必要とするものについての助言等の医学的な立場からのサポートを行うこととすべきである。
  - ① 健康診断の実施（その結果に基づく船員の健康保持のための措置）
  - ② 長時間労働者の面接指導の実施等（その結果に基づく船員の健康保持のための措置）
  - ③ ストレスチェックの実施と面接指導の実施等（その結果に基づく船員の健康保持のための措置）
  - ④ 作業環境の維持管理
  - ⑤ 作業の管理
  - ⑥ ①～⑤のほかの船員の健康管理
  - ⑦ 健康教育、健康相談等の船員の健康の保持増進を図るための措置
  - ⑧ 衛生教育
  - ⑨ 船員の健康障害の原因の調査・再発防止のための措置
- 上記の事項に関する助言・指導とともに、船員の健康管理等について、必要な勧告権限を認め、船舶所有者は勧告を尊重することとすべきである。
- 船員向け産業医の巡視については、海上労働の特殊性（不定期・長期間の航海等）を考慮すると、陸上と同様の毎月 1 回以上の実施は困難と考えられるため、以下の方法をそれぞれ実施することで、代替できるようにすべきである。
  - ① 年 1 回以上、船員向け産業医による船舶所有者のいずれかの船舶の巡視
  - ② 毎月 1 回以上、衛生管理者又は衛生担当者等による巡視と、その結果の船内周知及び船員向け産業医への報告
  - ③ 毎月 1 回以上、長時間労働の面接指導の対象となる船員、労働時間、休憩時間などの健康障害防止又は健康保持のために必要な情報（安全衛生委

員会において調査審議を経て提供することとしたもの) を船員向け産業医に報告

※①について、運航スケジュールや天候などにより実施が困難となる船舶についても、実効性を確保するため、船員向け産業医の指示の下、衛生管理者又は衛生担当者等が巡視した画像や動画等を船員向け産業医に報告する方法も検討すべきである。

※②について、小型船のような体制が十分ではない船舶の巡視について、船員の負担とならないよう、簡便に実施する方法について、引き続き、検討すべきである。

※巡視すべきポイントについて、船員向け産業医の意見や今後国で示す内容等を参考に、各船舶所有者の安全衛生委員会で決め、必要に応じて、巡視の結果を基にした自主的な改善計画を作成していくことが推奨される。

#### <小規模事業者の対応>

- 雇用船員 50 人未満の船舶所有者は、必要な知識を有する医師又は必要な知識を有する保健師に、資格に応じて、健康管理等の全部又は一部を行わせるよう、労働保険による助成金や産業保健総合支援センターの活用など、必要な支援を活用しながら体制の確保に努めるべきである。また、船員法に基づく衛生管理者資格を持つ者や経験者に、資格に応じて、船内の健康づくりに向けての取組など健康管理等の一部を行わせることも検討すべきである。

#### (2) 船員向け産業医の確保

- 船員向け産業医には、労働安全衛生法の資格を有する者を選任することとするべきであり、履行確保のため、選任した船員向け産業医を地方運輸局に届け出ることとするべきである。
- 船員向け産業医が業務を行う際には、海上労働に関する制度や船内環境などの海上労働の特殊性に関する情報が必要となる。そのため、国は、DVD や e ラーニングなどを活用しつつ、産業医向けに船員の働き方などについて学ぶことのできる機会を確保し、船員向け産業医の確保に努めるべきである。
- 指定医については、引き続き、健康証明の合否判定を行い、船員向け産業医が各船舶所有者の実情に応じた健康管理等についての助言を行うこととし、国において、指定医に、制度全般についての情報を得る機会を設けるべきである。
- 船舶所有者が必要とする地域での船員向け産業医を確保できるよう、国は、医師会、船員保険会、海員掖済会などの関係団体の協力を得つつ、体制の整備に努めるべきである。

#### (3) 産業保健の実施体制

- 産業保健体制の確保のため、船員向け産業医も船員災害防止法に基づく安全衛生委員会に参加できるようにし、船舶所有者はその役割等について、船員に



理解してもらうことが必要である。また、同委員会の設置などについて、国の監督指導を適切に実施すべきである。

- 船員の生活と労働が一体となっていることを踏まえ、船舶所有者は船員向け産業医の導入とともに、保健師の活用等も検討し、産業保健体制の充実を図る必要がある。

## 5. 小規模事業者における健康管理の促進

- 船舶所有者の多くを占める雇用船員 50 人未満の小規模事業者は、内航海運組合や系列会社などでの連携、船員向け産業医の共同選任や健康診断の共同実施、保健サービスや提携医療機関の共同契約など、様々な取組の活用が考えられる。50 人以上の規模の事業者においても船舶所有者が連携した取組が考えられる。海運関係団体は小規模事業者が多い海運業界の特性を踏まえ、事業者に産業保健体制が整うよう、これらの取組の実施に向けて積極的に取り組むべきである。
- 小規模事業者等を支援する産業保健総合支援センターやその地域窓口、小規模事業場産業医活動助成金やメンタルヘルス対策関係助成金など、船員に利用可能な支援が十分に活用されるよう、国土交通省は、厚生労働省や海事関係団体等とも連携し、これらの支援の情報について、小規模事業者に周知を図るべきである。

## 6. 効果的な運用に向けた実施体制

### (1) 遠隔健康管理システムの構築

＜情報通信機器を活用した面接指導等について＞

- 健康管理に向けて、情報通信機器を活用した対応が船内でもできるよう、国は必要な取組を検討すべきである。
- 国は実証実験などの知見を通じて、情報通信機器を活用した面接指導等を実施する医師の要件（産業医、船社の健康管理に従事している医師等）、使用する情報通信機器や通信の状況、プライバシーへの配慮等の実施に当たっての留意事項についてのガイドラインを作成して示すべきである。
- 船舶所有者は、遠隔健康相談等の医療保健のサービスを利用しつつ、乗船中の船員が適切な医療や産業保健へアクセスできるよう努めるべきである。

＜洋上医療について＞

- 陸上の医療へのアクセスが困難である船員への医療提供のうち、航海中の緊急対応にかかる「無線医療助言事業」については、引き続き、適切な医療助言ができるよう、医療関係者等が課題を共有する場を、国が設けるべきである。

### (2) 効果的な運用のための実施体制

- 民間産業保健サービスなどによる健康相談やメンタルヘルスの遠隔相談の活用や、同じ会社の陸上労働者に対応する保健スタッフを活用した船員のケアなどについて、それぞれの船舶所有者が検討することが重要である。
- 船員保険の保険者である全国健康保険協会船員保険部では、これまでも、健

康診断データの分析、それに基づく情報提供、健康講座、禁煙プログラムなどの保健事業を行ってきており、また、船舶所有者との協働による船員保険加入者の健康づくり支援、いわゆる「コラボヘルス」を推進している。船舶所有者は、これらの取組みを活用し、船員の健康管理を推進していくべきである。

- 船員保険会、海員掖済会、船員災害防止協会など特に船員との関係の深い団体や医師会などにおいては、船員への健康診断の実施のほか、船員向け産業医の選任、ストレスチェック等の面接指導、メンタルヘルス対策などについて、協力体制を構築することが求められる。国においても、これらの団体と連携して、施策の実現に向けた体制の構築を図るべきである。

### (3) 船舶所有者における職場改善に向けた自主的な取組

- 船員の健康確保には、制度的な面だけではなく、現場参加型の職場改善に積極的に取組むことが重要であり、船内環境の自主点検やそれに基づく改善なども行う船舶所有者もある。現場の船員が参加する船内安全衛生委員会なども活用しながら、働きやすい職場や船員の健康づくりに向けた現場での改善が行われ、健康でストレスの少ない生き生きとした船内環境づくりが、労使参加の下、自主的に取り組まれることが求められる。

### (4) 業界全体を通じた普及・啓発

- 船内での食事の改善、運動不足の解消、受動喫煙の防止、メンタルヘルスの改善などの取組や、船内での労働時間や休養の状況、体調や血圧の把握などの日常的な船員の健康管理に向けて、業界団体においても、それぞれの船の特性に合わせた取組を自主的に検討していくべきである。
- 船員の過労の原因となる長時間労働については、過密な運航スケジュールや荷役などが原因として挙げられており、荷主やオペレーターを含む海運業界全体の課題として受け止め、国は、今般の制度の見直しについて、荷主やオペレーターを含む海運業界全体に周知を図り、実効性を担保すべきである。

### (5) 施行に向けた準備

- 制度見直しは、荷主・オペレーターや医療機関や事業者へ周知し、理解、協力を得ながら、他の働き方改革に関する動向に合わせ、陸上と異なる通信環境や職場環境も踏まえ、十分に準備期間を取り、必要に応じて、実証実験の知見などを把握しつつ、実態に合った対応を行うべきである。